

令和 8 年 3 月 16 日

伊藤忠連合健康保険組合
理事長 齋藤 一也

組合同規約の一部変更について

当組合同規約の一部を次のように変更する。

(予備費の費途)第47条2の次に以下を加える

- 3 子ども勘定のうち、予備費に充てることのできる費途は、次に掲げるものとする。
- (1) 子ども・子育て支援納付金
 - (2) 子ども・子育て支援金還付金

(準備金の保有方法)第48条2を下記のとおり改める

「介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。」を「介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。」に改める。

附則

(施行期日)

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

以 上